

神川町立小学校適正規模・適正配置に係る基本方針

令和 5 年 3 月

神 川 町 教 育 委 員 会

目 次

I	基本方針策定に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	（1）基本方針策定の目的	
	（2）基本方針策定までの経緯	
II	適正規模・適正配置等の考え方・・・・・・・・・・	2
	（1）適正規模について	
	（2）適正配置について	
	（3）校舎・施設の耐久年数について	
	（4）維持管理費等の経費について	
III	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	5
	（1）適正規模の実現に向けて	
	（2）適正配置の実現に向けて	
	（3）複式学級の早期解消について	
	（4）教育環境・内容の充実について	
IV	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	（1）円滑な基本方針の実現に向けて	
	（2）今後のスケジュール	

参考資料

①	神川町立小学校適正規模等検討委員会設置・審議等の経過・・・・・・・・	8
②	神川町立小学校適正規模等検討委員会の答申抜粋・・・・・・・・	8
③	児童数の推移（見込み）・・・・・・・・	9
④	出生数の推移・・・・・・・・	10
⑤	町立小学校建築年度・更新費用等（見込み）・・・・・・・・	11
⑥	町立小学校運営経費・・・・・・・・	12

I 基本方針策定に当たって

(1) 基本方針策定の目的

小学校児童のより良い教育環境の整備と教育内容の充実を目的とした小学校の適正規模及び適正配置を実現するため、基本方針を策定しました。

(2) 基本方針策定までの経緯

国は、平成27年1月に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（以下、国手引きという。）」を作成しました。これは、全国的な人口減少と少子化が進む中、義務教育の機会均等や水準の維持・向上の観点を踏まえ、学校規模の適正化や学校の小規模化に伴う諸問題への対応を検討することが重要であり、各設置者において学校規模等を主体的に検討することが求められると認識したからです。

このような中、神川町の小学校に通う児童数についても、出生数の減少に伴い、平成20年の867人から令和4年には564人と減少しており、今後も更なる減少が予想されるため、町教育委員会として、令和2年6月に「神川町立小学校適正規模等検討委員会（以下、町検討委員会という。）」を設置し、10年後・20年後を見据えた小学校の適正規模等について諮問し、令和3年3月には答申が出されました。（資料①～④参照）

その後、答申の内容も踏まえ、より良い教育環境と教育内容の充実を図る視点で、小学校の適正規模・適正配置について検討を進め、今後の小学校の在り方に関する基本方針を策定しました。

今後、この方針を踏まえ、地域住民の方々への丁寧な説明を行いながら、小学校の適正規模・適正配置を円滑に進めたいと考えています。

II 適正規模・適正配置等の考え方

(1) 適正規模について

<小学校の現状と今後>

令和4年5月1日現在の小学校の現状は下表のとおりとなっています。丹荘小学校は12学級（1学年2学級）、青柳小学校は6学級（1学年1学級）、渡瀬小学校・神泉小学校は、複式学級です。

また、最近の出生数を踏まえ、令和10年度までの児童数を推計すると全ての小学校で児童数は減少します。丹荘小学校や青柳小学校では1学年あたりの学級数は維持できるものの1学級あたりの児童数は20人を下回る学年も出てきます。

児童数及びクラス数見込み

令和4年5月1日現在														
丹荘小学校	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	46	2	50	2	55	2	37	2	44	2	35	2	36	2
2年生	61	2	46	2	50	2	55	2	37	2	44	2	35	2
3年生	46	2	61	2	46	2	50	2	55	2	37	2	44	2
4年生	67	2	46	2	61	2	46	2	50	2	55	2	37	2
5年生	56	2	67	2	46	2	61	2	46	2	50	2	55	2
6年生	63	2	56	2	67	2	46	2	61	2	46	2	50	2
合計	339		326		325		295		293		267		257	
青柳小学校	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	30	1	20	1	23	1	19	1	16	1	15	1	12	1
2年生	17	1	30	1	20	1	23	1	19	1	16	1	15	1
3年生	37	1	17	1	30	1	20	1	23	1	19	1	16	1
4年生	26	1	37	1	17	1	30	1	20	1	23	1	19	1
5年生	32	1	26	1	37	1	17	1	30	1	20	1	23	1
6年生	36	1	32	1	26	1	37	1	17	1	30	1	20	1
合計	178		162		153		146		125		123		105	
渡瀬小学校	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	8	1	3	1	4	複式	1	複式	2	複式	1	複式	3	複式
2年生	4	複式	8	複式	3	複式	4	複式	1	複式	2	複式	1	複式
3年生	6	複式	4	複式	8	複式	3	複式	4	複式	1	複式	2	複式
4年生	4	複式	7	複式	4	複式	8	複式	3	複式	4	複式	1	複式
5年生	3	複式	5	複式	7	複式	4	複式	8	複式	3	複式	4	複式
6年生	4	1	5	1	5	複式	7	複式	4	複式	8	複式	3	複式
合計	29		32		31		27		22		19		14	
神泉小学校	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度	
	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1年生	6	複式	4	1	4	複式	0	0	1	複式	3	複式	0	複式
2年生	2	複式	6	複式	4	複式	4	複式	0	複式	1	複式	3	複式
3年生	2	複式	2	複式	6	複式	4	複式	4	複式	0	複式	1	複式
4年生	4	複式	2	複式	2	複式	6	複式	4	複式	4	複式	0	複式
5年生	3	複式	4	複式	2	複式	2	複式	6	複式	4	複式	4	複式
6年生	1	複式	3	1	4	複式	2	1	2	複式	6	複式	4	複式
合計	18		21		22		18		17		18		12	
総合計	564		541		531		486		457		427		388	

<国や町答申の状況>

小中学校においては「1学校あたりの学級数はおおむね12学級以上18学級以下を基準とする（学校教育法施行規則第41条）」と定められている他、国手引きでは、学級数が少ないことによる学校運営上の課題が示されています。

また、町検討委員会からの答申では、学年ごとに一定の児童数を確保することで、複式学級の解消や、学習指導要領のねらいに沿った授業展開、切磋琢磨することにより児童の一層の成長が期待できるとしています。しかし、一方で、小規模校だからこそ集団としてまとまりやすいなどの意見も示されました。

<適正規模>

これらの内容を踏まえ、町として1学校あたりの適正規模を検討した結果、

- ・学級数は12学級以上（1学年2学級以上）
- ・1学級あたりの規模は20人～35人
- ・複式学級は早急に解消

することが必要だと考えました。

なお、このように考えた主な理由は以下のとおりです。

- ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力をさらに伸ばしやすい。
- ・新しい学習指導要領では、集団での対話的な学びが重要視されている。
- ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動の充実が図れる。
- ・クラス替えにより、豊かな人間関係の構築や多様な集団の形成が図られやすい。
- ・集団活動等を通じて、社会性や協調性、たくましさ等を育みやすくなる。
- ・PTA活動において、役割分担により、保護者の負担軽減が見込まれる。
- ・学習の中で、話し合い活動の場、発表の場を作りやすくなる。
- ・小規模校だから実現できる教育があることも認識しているが、児童が進学し、社会の一員となるうえで、義務教育段階から多様な意見に触れる機会や集団活動などの経験を十分に積ませることによる教育効果は非常に重要である。
- ・小学校から中学校へ進学した際のギャップを少なくできる。

(2) 適正配置について

<小学校の現状>

町内4小学校の通学範囲は、おおむね4キロメートル以内に入っているため、徒歩通学が可能な状況にあります。

<国や町答申の状況>

国では学校統合の条件として、「通学距離について、小学校でおおむね4キロメートル以内」という基準を定めているものの、スクールバスなどの活用事例が増加しており、通学を徒歩や自転車だけを前提とした通学距離だけで考えることは実態にそぐわないケースが増えていると示しています。そのうえで、総合的な視点で、適切な交通手段

が確保でき、遠距離通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つことを前提に、各自治体の実情を踏まえた判断を行うことが適当としています。

また、町検討委員会からの答申では、現状の通学距離をメリットと考える一方で、スクールバスの導入等の選択肢についても検討する必要性を示しています。

<適正配置>

これらの内容を踏まえ、町として適正配置を検討した結果『通学距離が徒歩圏内（おおむね4キロメートル）となる位置に配置できることが望ましいが、教育的効果なども総合的に勘案し、適切な交通手段（スクールバス等）を確保したうえであれば、おおむね1時間以内で通学できる範囲での配置もやむを得ず、加えて、児童の時間的・体力的負担や安心安全な登下校に十分配慮する。』ことも必要だと考えています。

なお、このように考えた主な理由は以下のとおりです。

- ・スクールバス等の交通手段が確保できれば、通学時間が若干長くなる児童もいるものの、集団活動の活性化により学校での教育効果の向上が見込める。
- ・一般的には、徒歩通学に比較し、交通事故や誘拐等の危険性は軽減される。
- ・低学年の児童で、徒歩通学の距離が長い場合など保護者が送迎している事例も見受けられるが、そのような負担の軽減が見込める。
- ・早い段階で一定距離の通学を経験するため、神川中学校に通う際の負担感の軽減も見込める。

※現時点で、全ての児童をスクールバス等で送迎することは予定していません。

（3）校舎・施設の耐久年数について

学校施設において、児童がより良い教育活動を行うためには、その安全性、機能性の確保は不可欠です。現在、4小学校の校舎は建築後40年以上経過し、経年劣化や改修を必要とする箇所も多く、老朽化は深刻な状況となっています。また、学校施設の修繕費用は、今後も増加することが見込まれています。この費用は、児童の教育環境を保つ上では必要な経費であることは言うまでもありませんが、一方で、限られた予算を効率的に活用する視点も不可欠です。（資料⑤参照）

（4）維持管理費等の経費について

学校の維持には、児童数にかかわらず、施設管理の委託料や修繕料など一定の経費が必要となります。また、学校数に応じて、学力向上支援員といった会計年度任用職員の人件費もそれぞれ必要になります。

この費用も（3）同様、児童にとって必要な予算ですが、限られた予算を効率的に活用する視点も不可欠です。（資料⑥参照）

Ⅲ 基本方針

「Ⅱ 適正規模・適正配置等の考え方」を踏まえ、より良い教育環境と教育内容の充実を第一に考え、今後の神川町の小学校についての在り方に係る基本方針は以下のとおりとします。

(1) 適正規模の実現に向けて

「10年後を目途に小学校4校を1校にします。」

《理由》

現在小学校に通う児童やこれから入学する児童が、成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化することが予想されます。

このような時代にあって、学校教育には、児童が様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められています。

そのためには、児童が集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、多様な考え方を持った児童がそれぞれの意見を交換しあうことで、社会性を高めていくことが重要です。

こうした中、町では、クラス替えができる学級数と1学級あたりの児童数が一定規模（20人以上）確保された学校を設置することが望ましいと考え、町内の小学校4校を統合し、1校とします。

また、統合の時期は、新しい小学校の教育カリキュラム等の基本構想、通学の方法、校章、校歌など開校に必要なさまざまな事項を検討する必要があるため、10年後を目途に進めていきます。

(2) 適正配置の実現に向けて

「スクールバス等の適切な交通手段を確保した上で、 神川中学校の場所に小学校4校の統合を目指します。」

《理由》

4校を統合することにより、集団活動等を通じた学校での教育効果の向上は期待できますが、児童の通学距離が変わります。学校までの距離が遠く、徒歩での通学が困難な児童については、スクールバス等を運行することで、通学時間や安全面に関する不安は一定程度解消できると考えています。国の基準では、小学校は4km以内とさ

れていますので、スクールバスの利用に関する基準を設けて、それぞれの地域ごとに児童の通学方法を設定します。

新しい小学校を神川中学校の場所に設置することを目指す理由は、現在でも小学校卒業後は、ほとんどの児童が神川中学校に進学することや、一定の地区だけに負担を偏らせることがないように考えたためです。また、中学校の敷地に小学校を設置することでこれまで以上に小中連携が進み、充実した教育を実現できることや、施設への効率的で効果的な投資も可能となるためです。なお、小学校4校の跡地利用については、今後、検討したうえで最終的な決定を行います。

(3) 複式学級の早期解消について

「保護者や地元住民等の意向を十分に踏まえて

早期(2～5年以内)に複式学級解消を目指します。」

《理由》

複式学級では人数が少なく、小学校6年間、クラスのメンバーも変わることがほとんど無いのが現状です。そのため、チームワークを深めたり、仲良くなったりすることはできますが、仮に人間関係などに支障が出た場合には、クラス替えが出来ず、つらい思いをするケースも想定されます。現状では、児童が集団の中で切磋琢磨しながら学習したり、多様な考え方をを持った児童がそれぞれの意見を交換しあい、社会性を高めていくことが難しい状況となっています。また、複式学級から中学校に進学すると、大きな環境の変化に戸惑い、その後の学校生活が難しくなる例も見られることから早急な解消を目指します。

解消にあたっては、渡瀬小学校や神泉小学校の青柳小学校への統合を検討していますが、保護者や地元住民の方々の考え方も様々であることから、十分な協議を通して、児童にとって最良の方法を考えていきます。

(4) 教育環境・内容の充実について

「施設への集中投資を実現するとともに、

小中一貫校としてより充実した教育の実現を目指します。」

《理由》

現在の小学校4校は、建築後40年以上が経過し、今後も全ての校舎を維持した場合には、多額の費用が見込まれます。しかし、統合することにより、効率的・集中的な投資が可能となるため、より良い施設整備を行えます。

さらに、神川中学校の場所に小学校の設置ができた場合には、児童が小学校から中学校へスムーズに進学できるようになります。また、小学校と中学校の連携をより一層推

進し、学力向上はもちろん、集団活動の充実、異年齢交流の促進、誰一人取り残さない教育環境の構築など、これまで以上に教育内容の質を向上させたいと考えています。

IV その他

(1) 円滑な基本方針の実現に向けて

学校は児童の教育の場であるとともに、それぞれの学校には、長年培われた伝統があり、地域との結びつきも強いため、その統合は児童や地域住民に大きな影響を及ぼします。そのため、児童に対しては、統合後の授業や行事を円滑に進めるために、既存の小学校の見学会や児童同士による事前交流会の開催等に努めます。

また、保護者や地域住民に対しては、基本方針の丁寧な説明はもちろんのこと、統合に向けた進捗状況についても丁寧に報告し、ご理解をいただきながら進めていきます。

(2) 今後のスケジュール（案）

年度	内 容
令和5	新校の施設規模等の検討
令和6～10	新校基本構想検討・策定（特色のある教育の検討） スクールバスの計画、校章・校歌等の検討・策定 跡地利用検討・計画策定、教職員配置の検討
令和11～14	新校舎設計、新校舎建設工事 教育カリキュラム作成
令和15	開校

(3) 住民説明会・パブリックコメント等を踏まえて

住民説明会やパブリックコメント等の意見や要望については、本方針の具体的な実行に際し、十分検討しながら進めていきます。（意見等の詳細は神川町ホームページ参照）

資料① 神川町立小学校適正規模等検討委員会設置・審議等の経過

神川町教育委員会では、人口減少や少子高齢化の影響により児童数の減少が続くなか、町の将来を見据えた小学校の在り方を検討するため、令和2年6月に神川町立小学校適正規模等検討委員会を設置した。

当委員会では、教育委員会からの諮問を受け、学校の視察も行いながら、10年後、20年後を見据え、様々な視点から小学校の適正規模等について審議・検討を進め、合計8回の会議を重ね、その結果を令和3年3月に答申した。

資料② 神川町立小学校適正規模等検討委員会の答申抜粋

神川町立小学校適正規模・適正配置について(答申)
令和3年3月 神川町立小学校適正規模等検討委員会
— 抜粋 —

3 答申について

当委員会は、検討の結果、次の二つの案を提言する。

一つは「将来は小学校を1校とするが当面は2校とする」、もう一つは「4つの小学校を残す」で、その理由・根拠については4に記載のとおりである。

4 答申の理由・根拠について

(1)「将来は小学校を1校とするが当面は2校とする」について

学校を統合することで、学年ごとに一定の児童数が確保される。このことにより、採用が困難となっている複式学級対応支援員の問題を解消することができる。クラスの児童数が増えることにより、多くの考え方や意見に触れることができ、学習指導要領のねらいにあった授業を展開することができる。また、お互いが切磋琢磨し、子どもたちの一層の成長が期待できる。

児童数の減少を考えると、将来は1校が望ましいといえるが、現状の施設を活用して早急に複式学級を解消するためには、まず2校とすることが適切と考える。

また、4校を2校にすることで学校の維持管理経費を節約ことができ、それにより生み出された経費で、教育施設の整備や教育内容の充実を図ることができる。

(2)「4つの小学校を残す」について

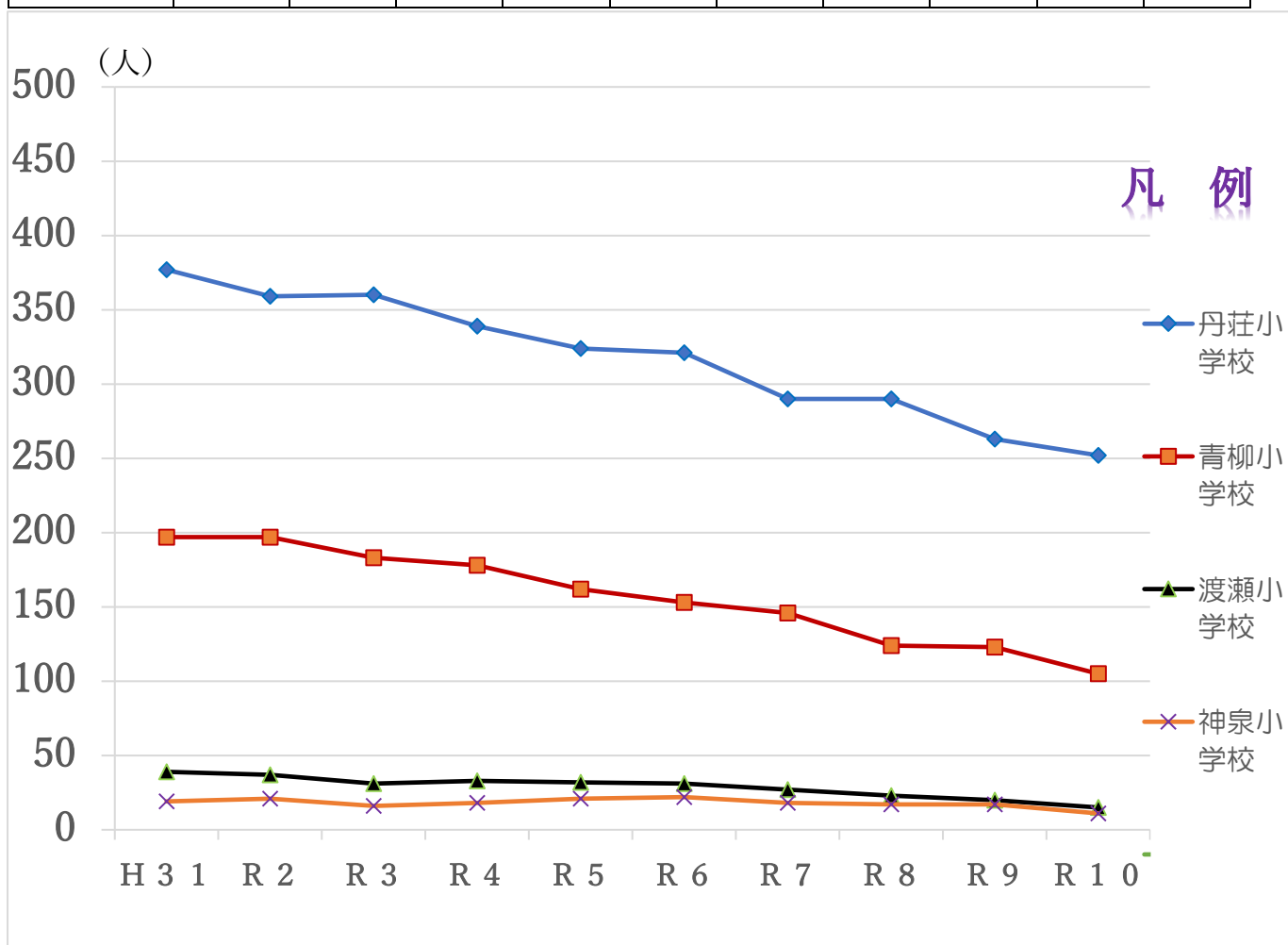
小規模校は児童が少ないため、教職員の目が行き届き手厚い指導ができる。学年の異なる児童との交流により、年齢差のある意見に触れることもでき、集団としてまとまりやすくなる。

また、小学校は地域コミュニティの核として、災害時の避難所や地域振興にも重要な施設となっている。

4校を残すことで各学校の通学距離がおおむね4キロメートル以内となり、児童の安心安全な通学が確保される。

資料③ 児童数の推移（見込み）

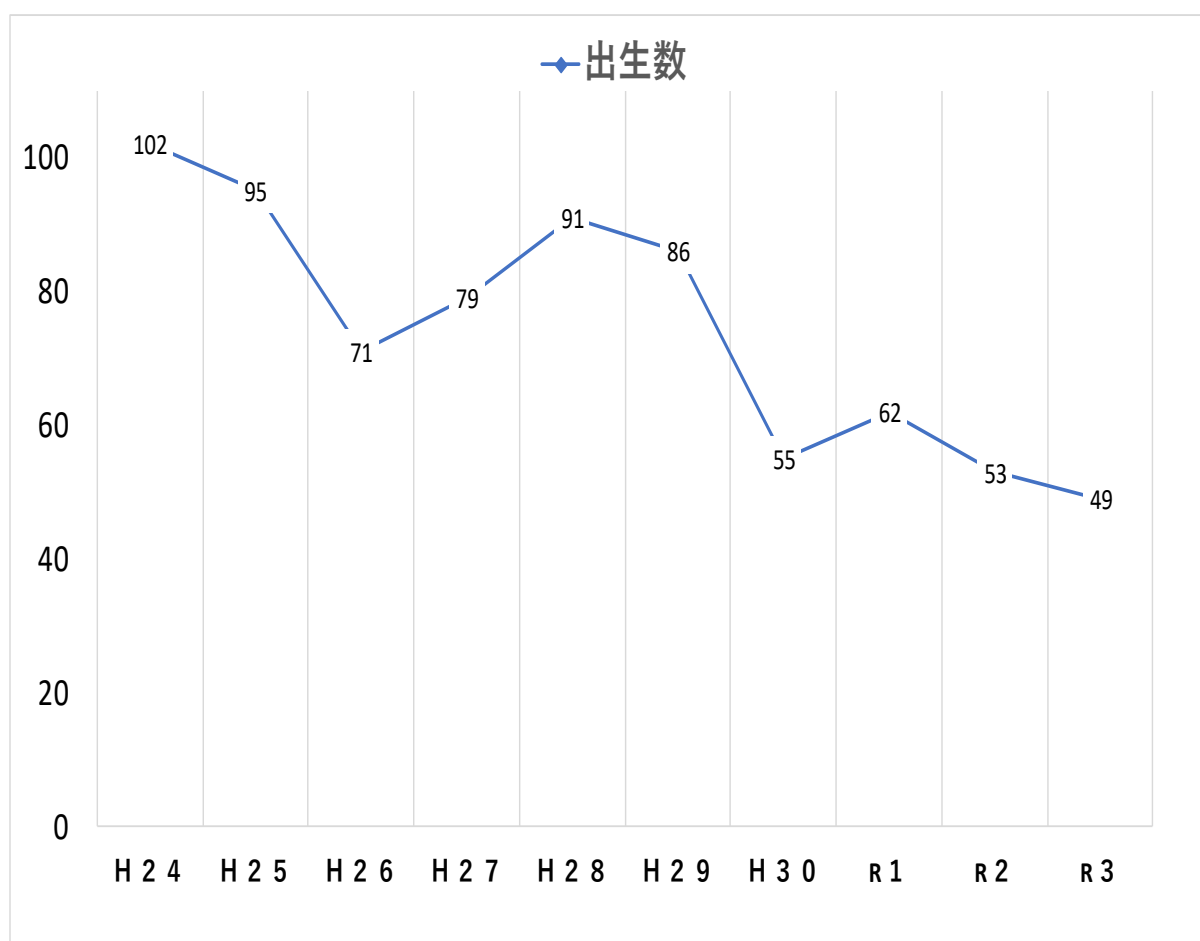
年度 学校名	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 1 0
丹荘小学校	377	359	360	339	326	325	295	293	267	257
青柳小学校	197	197	183	178	162	153	146	125	123	105
渡瀬小学校	39	37	31	29	32	31	27	22	19	14
神泉小学校	19	21	16	18	21	22	18	17	18	12
計	632	614	590	564	541	531	486	457	427	388



資料④ 出生数の推移

年度	H 2 4	H 2 5	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3
出生数	102	95	71	79	91	86	55	62	53	49

※「行政報告書」数値より



資料⑤ 町立小学校建築年度・更新費用等（見込み）

No.	学校名	建築年 度	築 年 数	大規模 改修 年度	改修・更新等費用（単位：千円）				
					2021-2030	2031-2040	2041-2050	2051-2060	計
1	丹荘小 学校	1977 （昭和 52年）	44	1996 （平成 8年）	442,329	129,849	433,566	134,380	1,140,124
2	青柳小 学校	1976 （昭和 51年）	45	1995 （平成 7年）	338,547	167,687	367,969	87,065	961,268
3	渡瀬小 学校	1978 （昭和 53年）	43	1997 （平成 9年）	244,214	71,136	298,111	78,243	691,704
4	神泉小 学校	1980 （昭和 55年）	41	—	560,596	84,528	373,407	63,505	1,082,036
	計				1,585,686	453,200	1,473,053	363,193	3,875,132

※「神川町公共施設長期保全計画」より。改修・更新等費用は校舎及び体育館に係る費用。

資料⑥ 町立小学校運営経費

1. 経常経費

単位：千円

学校名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
丹荘	12,214	12,457	11,261	14,613	11,089	12,327
青柳	10,572	10,305	9,478	11,737	8,856	10,190
渡瀬	6,363	6,405	5,717	8,147	4,867	6,300
神泉	6,653	7,101	7,357	8,700	5,428	7,048
計	35,802	36,268	33,813	43,197	30,240	35,864

※決算書より。各学校の消耗品費、光熱水費、施設管理委託料、備品購入費等。

2. 町負担人件費

単位：千円

学校名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
丹荘	12,266	12,405	9,348	12,567	18,992	13,116
青柳	9,369	9,149	12,096	14,194	12,449	11,451
渡瀬	7,240	7,559	7,725	9,283	12,686	8,899
神泉	10,582	10,125	10,186	9,278	13,133	10,661
計	39,457	39,238	39,355	45,322	57,260	44,126

※総務課人件費資料より。町採用の学力向上支援員、学校用務員、障害児対応支援員等。

3. 工事費等

単位：千円

学校名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
丹荘	416	5,329	18,664	34,201	93,417	30,405
青柳	708	13,770	21,779	21,129	2,409	11,959
渡瀬	6,364	5,941	16,112	8,348	3,725	8,098
神泉	0	4,590	8,667	6,793	2,673	4,545
計	7,488	29,630	65,222	70,471	102,224	55,007

※行政報告書より。(H30はICTサーバ更新、青小ブロック塀工事、R元はICT環境整備、R2はGIGAスクール事業、R3は丹荘トイレ改修工事有り。)

4. 上記1～3の合計

単位：千円

学校名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	平均
丹荘	24,896	30,191	39,273	61,381	123,498	55,848
青柳	20,649	33,224	43,353	47,060	23,714	33,600
渡瀬	19,967	19,905	29,554	25,778	21,278	23,296
神泉	17,235	21,816	26,210	24,771	21,234	22,253
計	82,747	105,136	138,390	158,990	189,724	134,997